

Ⅲ 北 海 学 園 大 学 学 位 規 則

北海学園大学学位規則

昭和45年3月26日 制定

(授与する学位)

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部	1部	経済学科	学士(経済学)
		地域経済学科	学士(経済学)
経済学部	2部	経済学科	学士(経済学)
		地域経済学科	学士(経済学)
経営学部	1部	経営学科	学士(経営学)
		経営情報学科	学士(経営学)
経営学部	2部	経営学科	学士(経営学)
法学部	1部	法律学科	学士(法学)
		政治学科	学士(法学)
法学部	2部	法律学科	学士(法学)
		政治学科	学士(法学)
人文学部	1部	日本文化学科	学士(文学)
		英米文化学科	学士(文学)
人文学部	2部	日本文化学科	学士(文学)
		英米文化学科	学士(文学)
工学部		社会環境工学科	学士(工学)
		建築学科	学士(工学)
		電子情報工学科	学士(工学)
		生命工学科	学士(工学)
経済学研究科	経済政策専攻	修士(経済学)	博士(経済学)
経営学研究科	経営学専攻	修士(経営学)	博士(経営学)
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)	博士(法学)
	政治学専攻	修士(政治学)	博士(政治学)
文学研究科	日本文化専攻	修士(文学)	博士(文学)
	英米文化専攻	修士(文学)	博士(文学)
工学研究科	建設工学専攻	修士(工学)	博士(工学)
	電子情報生命工学専攻	修士(工学)	博士(工学)

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学の大学院(以下「本大学院」という。)の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院の博士(後期)課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士(後期)課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

6 削除

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一

覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。

第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。

3 削除

4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

- 第11条** 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。
- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリHOKUGA(以下「HOKUGA」という。)を活用して、インターネットによるものとする。
- 5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

- 第12条** 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。
- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき
- 2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規則の改正)

- 第13条** この規則の改正は、本大学協議会又は本大学大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

卒業証書・学位記		印	
氏名	年 月 日生	北海学園大学〇〇学部長〇〇〇〇	本学〇〇学部〇〇学科所定の 課程を修めたことを認める
年 月 日		本学〇〇学部長の認定により	
		卒業証書を授与し学士(〇〇)の	
		学位を授ける	
		北海学園大学長 〇〇〇〇	
		学(済・営・法・文・工)第 号	

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

学位記		氏名	
年 月 日生		本学大学院〇〇研究科	〇〇専攻の修士課程を
		修了したので修士(〇〇)の	学位を授ける
年 月 日		北海学園大学	修(経済・経営・法・政治・文・工)第 号

3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

学位記	氏名	年 月 日生	本学大学院○○研究科 ○○専攻の博士課程を 修了したので博士(○○)の 学位を授ける	年 月 日	北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工)甲第号
-----	----	--------	---	-------	--------------------------------

4 (論文提出による場合の学位記)

学位記	氏名	年 月 日生	本学に学位論文を提出し 所定の審査及び試験に合格 したので博士(○○)の 学位を授ける	年 月 日	北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工)乙第号
-----	----	--------	--	-------	--------------------------------

5 削除

北海学園大学大学院学位論文審査手数料の取り扱いに関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学位規則第3条第3項に基づき審査手数料に関する事項を定める。

第2条 審査手数料は、次のとおりとする。

1 博士(後期)課程において3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後3年を超えて学位論文を提出する者。 100,000円

ただし、学位規則第2条第5項該当者は納入を免除する。

2 本学卒業生、本学大学院修士課程修了者、本学園教職員。 100,000円

3 学外者。 200,000円

第3条 審査手数料は、提出された学位論文審査願により受理され、学位申請書提出時に納入するものとする。

第4条 既納の審査手数料は、これを還付しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。